この際、債権者から委託を受けた者又は債権者としての立場を不当に利用して、同意を強いることのないようにすることとする。

同意を確認する書面においては、個人情報の取扱いに関する項目と、他の項目とを明確に区別し、包括的な同意とならないようにすることとする。

6　1から5までに規定するもののほか、本ガイドラインにおける用語は、他に特段の定めのない限り、個人情報の保護に関する法令の定義による。

第3　個人情報の利用目的に関する義務

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

1　利用目的の特定（法第15条第1項関係）

債権回収会社は、法第15条に規定する利用目的の特定に当たっては、本人が自己の個人情報の利用結果を合理的に予測し得る程度の具体性をもって特定しなければならない。

具体的には、債権回収会社が本業での利用を利用目的とする場合には、少なくとも「サービサー法第12条（ただし書を除く。）に規定する業務（特定金銭債権の管理及び回収）」という程度には特定しなければならず、兼業での利用を利用目的とする場合には、少なくとも兼業承認申請書の「事業の種類」欄の記載（原則として日本標準産業分類表細分類により記載することとされている。債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成11年法務省令第4号）別紙様式第11号参照）程度には特定しなければならない。さらに、可能であれば、個人情報の取扱いの具体的態様が本人に明らかになるような特定をすることとする。

2　利用目的の変更（法第15条第2項・法第18条第3項関係）

法第15条第2項に規定する「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超える変更となるのは、例えば、次のような場合である。

⑴　本業で利用する目的を、本業と全く関連性のない兼業で利用する目的に変更し、又は本業と全く関連性のない兼業で利用する目的を、本業で利用する目的に変更すること。

⑵　ある兼業で利用する目的を、当該兼業と全く関連性のない他の種類の兼業で利用する目的に変更すること。

3　利用目的による制限（法第16条関係）

⑴　法第16条第1項に規定する「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」とは、利用目的を実現するために必要とはいえない場合をいい、例えば、次のような場合である。

ア　債権の管理回収に際し、業務に不必要な当該債務者の隣人に関する個人情報を取り扱う場合

イ　債権の管理回収目的で取得した情報を名簿化して、債務状況リストなどとして販売等する場合

⑵　法第16条第3項第1号（法令に基づく場合）に規定する場合の例としては、通則ガイドライン3－1－5「利用目的による制限の例外」に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

（例）

・　債務者の本人確認のために住民票の写しを交付請求する際、市町村役場の職員の求めに応じて、不当な目的で請求するものではないことを証明するため、当該債務者の個人情報を提出する場合

・　民事訴訟法第223条に基づく裁判所による文書提出命令に対して文書を提出する場合

・　民事訴訟法第186条に基づく調査の嘱託又は同法第226条に基づく文書の送付の嘱託に応ずる場合

なお、法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、債権回収会社は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第4　機微（センシティブ）情報

1　債権回収会社は、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

⑴　法令等に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

⑸　相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑹　戸籍謄本その他の本人を特定することができる書類につき本人特定のために必要な場合

⑺　債権の内容の特定に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑻　本業及び兼業その他債権管理回収業分野の事業の適切な業務運営を確保する必要から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑼　機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

2　債権回収会社は、機微（センシティブ）情報を、1に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、1に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととする。

3　債権回収会社は、機微（センシティブ）情報を、1に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならないことに留意する。

4　債権回収会社は、機微（センシティブ）情報を第三者へ提供するに当たっては、法第23条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。なお、機微（センシティブ）情報のうち要配慮個人情報については、同項において、オプトアウトを用いることができないとされていることに留意する。

第5　個人情報の取得に関する義務（法第18条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

1　債権回収会社が行う法第18条第1項に規定する通知においては、取り扱う個人情報の具体的内容を明らかにする必要はないが、できる限り取り扱う個人情報の項目を明らかにすることとし、項目ごとに利用目的が異なる場合には、それが明らかになるようにすることとし、例えば、次に掲げる例が考えられる。

（例）

・　A、B、Cという項目の個人情報を取り扱っており、Aについては本業及び兼業aを利用目的とし、Bについては本業のみを利用目的とし、Cについては兼業a及び兼業bを利用目的とする場合において、漫然と「個人情報A、B、Cは本業並びに兼業a及びbを利用目的とする。」というような包括的な通知をすべきではなく、その利用目的と個人情報の項目の対応関係を明らかにして通知する。

また、同項に規定する公表においては、本人ごとに個別に公表すること及び取り扱う個人情報の具体的内容を明らかにすることは必要ではないが、できる限り取り扱う個人情報の項目を明らかにすることとし、項目ごとに利用目的が異なる場合には、それが明らかになるようにすることとする。